

高齢者等住宅改修費助成金交付制度

高齢者や障がい者の方々が安全で快適な在宅生活を送れるよう、段差の解消や手すりの設置等の住宅改修を行う場合、工事費用の一部を次のように助成します。

50万円を限度に、改修工事費用の2分の1を助成します。

老人居室整備資金貸付制度

高齢者とその家族の好ましい関係を維持するため、高齢者専用居室の増改築を行う場合、必要な資金を次のとおり貸し付けします。

200万円を限度に、無利子で貸し付けします。

※貸付金の据置期間は1年、償還期限は据置期間経過後9年以内とします。

障がい者居室整備資金貸付制度

障がい者専用居室の増改築を行う場合、必要な資金を次のとおり貸し付けします。

200万円を限度に、無利子で貸し付けします。

※貸付金の据置期間は1年、償還期限は据置期間経過後9年以内とします。

受付窓口 地域福祉センター高齢者福祉係（☎52-3333）

住宅改修奨励金交付制度

住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅の増改築や修繕等を行う場合、または空き家等情報登録制度に登録された家を除却する場合、工事費用の一部を次のように助成します。

●一般住宅の場合

50万円を限度に、改修工事費用の20%を置戸町商業振興会発行の商品券で助成します。

※工事費用の支払先が町外業者の場合は、改修工事費用の20%の2分の1とします。

●空き家等住宅の場合

100万円を限度に、改修工事費用の50%を助成します。

※工事費用の支払先が町外業者の場合は、改修工事費用の50%の2分の1とします。

※空き家等の情報登録をしている住宅の所有者、借入者または購入者が対象です。

受付窓口 まちづくり推進室地域振興係（☎52-3312）